



～ともに～ 皆心一つに

学校安全ネット通信 No.20

頁1	目次	
頁2	報告	第12回オンライン公開学習会 報告者 石田弘太郎(弁護士)・毛塚辰雄(那須被害者の父親) テーマ「那須雪崩事故裁判報告と遭難した顧問教諭の父が語る」 文責 原田敬三(弁護士)
頁3～4	特集	「意見表明権の法制化と子どものSOS意見形成への支援」 —『こども大綱』閣議決定をうけて— 喜多明人(早稲田大学名誉教授)
頁5	報告	文部科学省あて NPO法人 学校安全全国ネットワークとして 「学校事故対応に関する指針【改訂版】に関する意見書」を提出
頁6～7	コラム	「日本とアメリカの教育の違い」 高浦明日香(読者)
頁8	安全ネットがお薦めするこの一冊	逐条解説「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 原口暁美(弁護士)

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ★賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見
2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内



那須雪崩事故裁判報告と 遭難死した顧問教師の父が語る

文責 原田 敬三

2017年3月27日の栃木県の高校登山部が参加して、栃木県高等学校体育連盟が主催して行われた講習会で、雪崩により、受講者の生徒と教師計8名が死亡し生徒40名が負傷した事件で、死亡遺族が栃木県と高体連そして現場の講習会講師3名(うち一人は本部要員)を相手に子調停を申し立てたのが、2020年3月26日。2022年1月24日の第8回調停期日まで、三講師は一度も裁判所に姿を現わすことはなかった。

三講師に真摯な謝罪を期待した遺族、親はひどく傷ついた。責任を認め謝罪を求める遺族の気持ちは静かな怒りに変わっていった。調停不成立後に執れる法的手段は、国家賠償法による損害賠償に限られる。

この法律は、遺族の気持ちを実現する法制度としては、あまりにも使い勝手が悪い。

新聞紙上での謝罪は名誉棄損行為でなければ、認められない。三講師に教壇から降りて欲しいとの要求も、制度的に主文の「請求の趣旨」に掲げられない、認められた前例もない。三講師に負担してもらいたい賠償金も、公務員個人の責任による賠償負担はすべて県が肩代りし、県の税金で支払われる賠償額は、県が遺族に支払いをした後に個々の教師に求償できるに過ぎない。また会社で言えば中間管理職にあたる校長を被告にすることも出来ない。それらの苦労苦心を乗り越え、2月2日に宇都宮地裁に提訴した。「原告」となった遺族は、記者会見で、「事件に三講師は真摯に向きあって欲しい」、「この雪崩事件は自然災害ではなく、人災と分かって欲しい」と訴えた。弁護団の私からは、「遺族の気持ちを尊重して請求額を強調する記事は控えて欲しい」とお願いした。幸い各社はこれを聞き入れてくれて「人災であることの証しを求めて提訴」と報道してくれた。全国紙にも報道され、マスコミが全国的課題と認識していることが励ましになった。

雪崩についての科学的説明が進み、予防体制がとれるようになっている。雪崩の発生原因となる「弱層テスト」が普及しているのに、それをしていない、気象予報を受信せず、雪崩注意報の出ている知らないまま、「深雪」での訓練(ラッセル訓練)を強行したことなど、訴状であまりにも無謀な訓練であることを、書き尽くした。

早期に刑事裁判が決着して、すこしでも早く遺族の心が晴れるよう全力を尽くしたい。

意見表明権の法制化と 子どものSOS意見形成への支援 —『こども大綱』閣議決定をうけて—

喜多明人（当会代表・早稲田大学名誉教授）

【こども基本法の成立と子どもの 意見表明権の法制化】

2022年6月に、子ども家庭庁設置法の関連法律として、こども基本法（6月22日法律第77号）が制定され、2023年4月施行されました。この法律の基本理念は、3条、11条、17条に示された子どもの意見表明および参画の権利（以下、子どもの意見表明・参加の権利といいます）です。

もともと同法は、1条のとおり、子ども施策を総合的に推進していくための根拠法として掲げた国連・子どもの権利条約にもとづいて定められたものであり、当該条約12条の子どもの意見表明権、参加の権利の理念を法制化したものと理解されています。留意したいのは、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」（3条3項）が確保され、「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（3条4項）と表現されているところです。そこでは、子どもが表明した意見は、おとなの利益、おとなの思惑よりも、子どもの利益、その最善の利益を優先して尊重すべきことがうたわれています。

こどもの意見についてその子どもの最善の利益を優先するという考え方は、11条、17条にも如実に現れています。こども大綱を含めて、こども施策の策定、実施、評価の際に「子どもの意見の反映」が義務付けられたのです（11、17条）。

私たち子どもの権利条約ネットワーク（1991年設立）が30年以上にわたって求めてきた意見表明・参加の権利がようやく法制化されました。

【こども大綱】

このこども基本法を受けて、2023年12月22日には、『こども大綱』が閣議決定されました。この大綱は、こども基本法の9条、17条をうけて策定されたものです。すなわち、こども基本法9条において、「こども大綱は、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するための必要な事項について定めるものとする」としています。同法17条では、「こども政策推進会議が、こども大綱を作成する。」「作成するにあたり、こども及び子どもを養育する者…の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（17条2項1号、3項）。とされました。

この「必要な措置」として、内閣総理大臣の諮問機関である「こども家庭審議会」の議論と答申を受けて、こども政策会議において案が作成され、22日に閣議決定に至りました。

この大綱では、従来日本政府が取ってきた子ども政策の方針を大転換するような内容になっています。

【子どもの権利条約を誠実に順守、 子どもの権利を主流化】

「こどもや若者に関わる全ての施策において、こども・若者（*）の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進する。」（『こども大綱』10ページ）。

「こどもの権利条約を誠実に遵守するとともに、同条約に基づいて設置された児童の権利委員会による見解……を踏まえて国内施策を進めるとともに、我が国の取組を国際社会に積極的に発信するなど国際的な取組に貢献する」（『こども大綱』14ページ）。

* こども基本法では、「こども」とは、「心身の発達過程にある者をいう。」(1条)とされ、年齢を明示せず、思春期を含む若者が「こども」に含まれるという理解でした。したがって、本稿では、一般的表記として「子ども」と表現することにします。

「こども・若者の視点や権利を主流化」、「権利を基盤とした施策を推進」とあるのは、明らかに国連が推進してきた「子どもの権利の主流化」、「子どもの権利基盤アプローチ」を体現したものとみることができます。

また、「こどもの権利条約を誠実に遵守」し、国連子どもの権利委員会が日本政府に対して出した勧告(総括所見)をふまえて「国内施策を進める」という言葉が日本政府のこども政策の基本文書として登場したこと自体が「きわめて画期的な出来事といえます。

【自己決定主体としての子ども観、意見形成支援の重視】

さらに、こども大綱では、子どもは、「未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体である。」(『こども大綱』9ページ)としています。子どもが、「自己選択・自己決定・自己実現の主体である」と表明されたところは、子どもの意見表明権の前提となる子ども観として注目しておく必要があります。さらには、子どもが、「意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成が欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。」とされており、意見表明・参加の権利の行使には、意見形成への支援が欠かせないと指摘しています。

この「意見形成支援」とのかかわりで注目されるのが、2022年8月の発足した子どもアドボカシー(意見表明支援)学会(堀正嗣会長)です。こども基本法の成立(2022年6月)に合わせて、この学会が主導して、子どもアドボカイト(意見表明支援員)の養成講座が全国で開始

され、委託期間を経て、2024年4月には、児童養護施設や児童相談所一時保護所など、社会的養護の現場に子どもアドボカイト制度が一斉に導入されます。

【アドボカイト(意見表明支援員)とSOS意見表明権行使の支援】

この意見形成支援とアドボカイト制度の登場は、今後の安全、安心への参加、SOS意見表明権の発展にとってもたいへん有意義なものになるといえます。

子どもアドボカシー実践の基本は、子どもの声を正面から受け止めて(傾聴)、その気持ちに寄り添い、子どもによる意見形成の伴走者として子どもを支える実践です。とくに、この意見形成支援実践の展開は、「寄り添い」「傾聴」「伴走」機能をさらに高めるとともに、子どもからのSOSを見逃さないよう、スタッフの人権感覚をみがき、向上させていくことが求められています。

とくにアドボカシーとしての「意見形成支援」がポイントになります。

わたしたちおとなにも言えることですが、子どもが意見を持つためには、それにふさわしい機会と経験が必要です。国連・子どもの権利委員会は、子どもの権利条約12条の子どもの意見表明権は、子どもの「意見を聴かれる権利」と指摘しています。

とくに、自分の身に降りかかってくる暴力、いじめや虐待・体罰に対して、どのような意見形成が求められているのでしょうか。5年前に早稲田大学大学院で実施した体罰意識調査では、体罰を受けても誰にも相談しない、と答えた子ども・若者が8割をこえていました。理由は、それが安全だから、と答える子どもが圧倒的です。

暴力を受けても誰にも言えない、相談しない、という状況をどう変えていくのか。

今後の活躍が期待されているアドボカイトの方々には、子どもたちが自分の意見を持つように機会を保障していくことが大切です。自らが直面している暴力の問題、いじめや体罰、虐待を受けることは、自身もつ権利の侵害行為であること、だから権利を侵害する側に問題があって自分が悪くないこと、自身の権利を守るために「助けを求めている」という意見を形成できるようにする、そのための粘り強い対話と権利学習を強化していくことが求められているといえるでしょう。



報告

文部科学省あて 「学校事故対応に関する指針【改訂版】に関する意見書」を提出

文部科学省
総合教育政策局 御中

学校事故対応に関する指針【改訂版】に関する意見

2024（令和6）年1月25日
NPO法人学校安全全国ネットワーク
代表 喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

標記の件

貴局に置かれましては、日常、学校管理下の事故・災害に関して、調査、防止等の取り組みを進めてきたことに敬意を表します。そのなかで、今回、貴局が学校および学校設置者の対応に係わる再発防止を含む事故・災害の予防の取り組み、第三者委員会による調査組織の必要性やあり方等について調査研究され、2016（平成28）年3月、「学校事故対応に関する指針」（以下指針という）を出されました。この指針は、被害者家族の立場にたつての事故情報の共有や事故調査の進め方等が示されており、学校事故被害者の願いをうけ、かつ専門的知見を踏まえた画期的な指針であったと評価しております。

ただし、文科省がこの指針を所管機関に通知して6年あまり、その間、①「被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案があること」、②「死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られること」などが指摘されて、③、「より実効性を高める観点から、指針改訂等の措置について早急に検討を開始する必要があること」が示されました。私共もこの指針が十分に理解されず、実効性を発揮できない状況下にあることを憂いております。

今回貴局が所管する「学校安全の推進に関する有識者会議」が設置されて、「指針（改訂版）」が提示されて、関係者に対して意見が求められました。その内容は、実効性を持たせていくための配慮、従来の指針内容からより配慮されたものであると認められますが、残念ながら、学校安全指針としての実効性を担保する視点を欠いていることを指摘せざるを得ません。

とくに、事故・災害の再発防止に欠かせない事実解明、原因究明などの調査方法につきましては、最低限、被害児童生徒、その家族に寄り添い、その希望を組み入れた調査方法・システムがとられる必要があります。すでにいじめ防止対策推進法においては、その28条におきまして、学校及び学校設置者が、死亡事故を含む重大事態の対処として、再発防止のために、学校及び学校設置者の「下に組織を設け」、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（指針上の「基本調査」）をおこなうこと、そして30条では、死亡事故を含む重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告する義務が課せられており、報告を受けた地方公共団体の長は、再発防止のために必要と認められた場合は、附属機関を設けて、上記28条1項にもとづく調査（基本調査）の「結果についての調査」（指針上の「詳細調査」―事実上の第三者調査委員会）を行うことができるとしました。

貴局が示された①～③の問題の改善を図り、さらには、このようないじめ防止対策推進法の仕組みとの整合性を維持するためにも、今回の有識者会議による指針の改善策を検討する中で、学校保健安全法の一部改正により、学校に関する事故等の事実・原因究明に係る調査方法・システムや説明・報告方法等について、学校や学校設置者の責務として、明確に法定化しておくことを提言します。

学校保健安全法は、その26条において、学校設置者が、児童生徒の安全確保のために、設置する学校の「事故、加害行為、災害等」により児童生徒に生ずる危険の防止、もしくは危険が現に生じた場合などについて、適切に対処することができるように、…必要な措置を講ずるよう努める、としています。この「加害行為」には、いじめや体罰などの人為的な行為、故意の暴力などが含まれていると理解できます。そうした加害行為に限定した重大事態について、いじめ防止対策推進法が制定されましたが、本来は上位法である学校保健安全法26条における「事故、加害行為、災害等」を包摂した学校事故の「防止対策推進法」が必要であったと思われます。

以上の趣旨により、貴局が、指針改訂版を公表する際には、子どもの生命の安全を確保するために、再発防止に欠かせない最低限の安全基準、とくに第三者調査委員会の設置（その判断基準）とそのあり方について今後法令基準化を図るべきことを明記することを求めたいと思います。

以上

「日本とアメリカの教育の違い」

高浦明香(読者からの投稿)

筆者はアメリカ・イリノイ州の郊外の公立中学を卒業し、ハイスクールに約2年間通った経験がある。また日本では私立・公立の小学校、私立中(半年間)、私立高校3年間、私立大学に通った経験がある。これらの経験をもとに、アメリカと日本における学校教育の違いについて述べる。

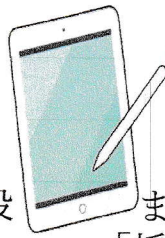
日本とアメリカにおける学校教育には大きな違いがある。授業の形式から教育方法、生徒の姿勢、教員という職業の業務内容・ワークスタイル、社会における立ち位置までなどあらゆる点において異なる。

そもそも「教育」の定義は「広辞苑」によると「教え育てること。人を教えて知能をつけること。人間に他から意図を持って働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。」とある。教育は、「教え育てること」であり、これは家庭や学校、仕事などあらゆる場面で存在する。本コラムでは、学校現場、とりわけ小学校から高校までの学校教育について述べてい

まず、教育年数の割り当てである。筆者が通った地域の中学、高校の年数は、それぞれ2年、4年である。日本は基本的には各3年間で、全国共通である。しかし、アメリカでは州、州内でも地域によって小学校から高校までの年数が異なる。

また、クラス制度の有無も異なる。日本では高校までクラスがあり、基本的には同学年であれば授業は全て同じ科目が通常である。しかし、筆者の通った公立中学からいわゆるクラスはなく、日本の大学のように授業毎にメンバーも教室も変わり各生徒で取る授業は異なる。各生徒が数学や理科、国語(English)などの必須科目以外は、取りたい授業を取る。また、必須科目もレベル別で、各生徒のレベルに応じた授業が用意されていた。もちろんレベル別の授業が用意されている学校は日本にもあるがその多くは私立である。アメリカでは、公立でも各生徒が生徒自身のレベルに応じて学ぶことができ、さらに大きく伸ばすこともできる環境が整っていた。他にも、日本では月曜日から金曜日まで毎日時間割が異なるが、筆者が通ったアメリカの中高は毎日同じ時間割であった。

そして、通っていた公立高校ではiPadを1人一台配布され、4年間使う。生徒はiPadでノートを取り、宿題なども行う。紙と鉛筆を使って授業のノートを取ることや宿題をすることはなかった。筆者が住んでいた地域の隣の校区の公立高校では、Macが1人一台配布され、生徒はMacを4年間使っていた。

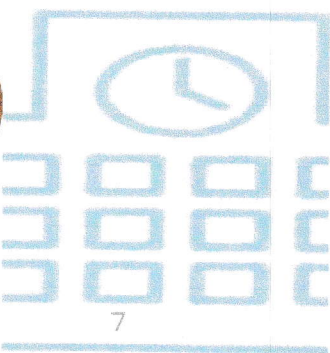


日本と比較して国が教育に投資できる資金が潤沢であることがわかる。授業形式は、必ず毎回の授業で生徒の発表や発言する機会が設けられている。例えば、数学であっても解き方をチームで考えたり、宿題の答えを聞いたりする。また、先生が生徒に問いかけるといった発言を促した際、日本では挙手する生徒は少ないが、アメリカでは逆に挙手しない生徒が少なく、場合によるが約6-7割が挙手する状態であった。答えがわかるもしくは考えがあるのであれば挙手することが当たり前なのである。日本の生徒の多くは、「もし間違えたら恥ずかしい」、「人前で発言することが恥ずかしい」、「発言して合っていたとしても、できるとイキっている、自慢している」などと考え、例えば答えが分かっている、意見や考えがあったとしても挙手しにくい考え方が浸透している。これは社会人、会社でも起きていることではないだろうか。これが日本企業の多くがイノベーションが少なく、変革も起きにくい状況につながっていると考えられる。そして社員の成長スピードの鈍化にもつながるだろう。このような教育、幼少期からの教育により培われた価値観、性質は最終的には日本経済の衰退にもつながると考える。

また、日本では「授業中眠い」、「授業中寝ちゃった」、「寝ていたら先生に怒られた」などというのは当たり前と言われることで、ほとんどの人が一度は聞いたことがあるセリフであろう。学校や学年にもよるとは考えるが、日本では生徒が寝ることが多くある上、寝ることはさほど特別ではない現状がある。しかし、アメリカでは授業中に寝るなどという概念はなく、あり得ない話である。

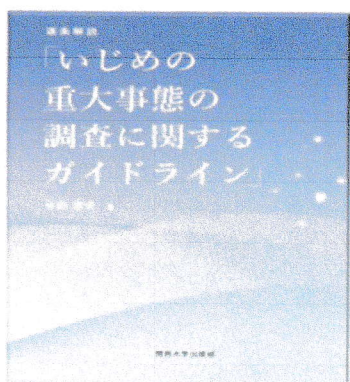
日本では教員の低賃金、ハードワーク、部活などによる休日出勤など「ブラック」と言われがちである。背景には人手不足や行政の資金不足、それによる低賃金やIT導入の遅れなどが挙げられる。一方で、アメリカでは生徒の下校と同時に退勤する教員も多い。前述したように公立校でも1人一台MacやiPadなどを支給できる環境で、教室にも電子黒板があるので当たり前で、IT活用は進んでいる。筆者の通ったアメリカの学校では、教員は「ブラック」とはまるで無縁のようだった。

このようにアメリカと日本では学校教育において制度から態度まであらゆる点異なる。このような教育が良くも悪くも国民性の形成やその人で構成される企業の動きにも大きく影響し、国家経済の動向にもつながっていると考えられる。日本の経済回復やイノベーション創出には教育の見直し・改善が必要である。



学校安全ネットがおすすめする

この一冊 :VoL18



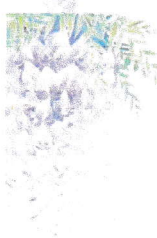
著者：永田憲史
出版社：関西大学出版部
2023年12月18日刊
定価：4,300円＋税

本書は、永田憲史教授（関西大学法学部教授）による、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の、日本で初めての逐条解説です。

平成25年（2013年）9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）は、いじめの重大事態が発生した場合に、設置者又は学校に重大事態に係る事実関係を明確にするための「調査」を義務づけました。

しかし、法は、重大事態への対処、同種の事態の発生防止の二つを調査の目的とするのみで、重大事態の調査手続きについては何ら規定していません。したがって、平成29年（2017年）3月に文部科学省が策定したガイドラインにおいて詳細に定められた調査手続きを拠り所として、重大事態の調査は進められることとなります。

永田憲史教授は、本書「はしがき」において、重大事態の調査を担う学校、教育委員会、第三者調査委員会等が、今なお、ガイドラインの規定を無視したり、規定に違反したりすることが後を絶たないと述べます。さらに、第三者委員会の委員において、本来行うべき調査を尽くさず、事態の一層の複雑化・深刻化をもたらすことも少なくないと指摘します。そこで、永田憲史教授は、重大事態の調査手続きが適正かつ適式に行われるためには、まず、調査に関わる全ての者がガ



逐条解説 「いじめの重大事態の調査 に関するガイドライン」

弁護士 原口 暁美(当会会員)



イドラインの内容の理解を深めることが必要であると述べ、本書のガイドライン逐条解説の意義を明確にしています。本書は、調査組織における「第三者性」について詳述し、公平性・中立性確保の必要性を強調し、具体的に、学校教員（市町村立、政令指定都市立）、教育委員会（市町村、都道府県）、文部科学省職員、首長部局職員、被害側・加害側と職業上関わった者、設置者等と契約関係がある者、保護者、親族、人権擁護委員、民生委員・児童委員、児童相談所の職員、公立大学法人教職員について、各第三者性を分析しているのは画期的と言えます。

調査の実施では、児童生徒への聞き取り調査に当たって、バイステックの7原則を紹介するなどして、聞き取りの際に心得るべき点を示しています。また、調査における分析に関して、調査対象・事項に漏れが生じないためのチェックリストの例を紹介しています。

調査結果の公表に関しては、個人情報保護の要請に鑑みて、関係法令等を十分に引用した上で、情報の提供・報告書の開示について、個人情報保護の要請と適切な開示のバランスを検討しています。

本書は、15ページのガイドラインを、644頁にわたって逐条解説するもので、他にも特筆すべき、分析・記述は枚挙にいとまがありません。

いじめの重大事態の調査に関わる者は、本書を座右におき、自らが行う調査が、いじめの被害者の真の救済につながるように、また、二度と同様の悲しみが繰り返されないための道標となるように、日々の研鑽を積むべきです。そして、毎日子どもたちと向き合う現場の教職員、その現場を支える教育委員会においても本書を手に取り、子どもたちの健やかで安全な日々を願い続けるよすがとすべきです。

